平成２３年（フ）第１６号
宮城県登米市迫町北方壇ノ浦10番地５
債務者　山田　　孝
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保田恭章
４　破産債権の届出期間　平成23年７月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月６日午前11時20分
６　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第３５６号
埼玉県狭山市入間川２丁目４番５号メゾン・ボワール202
債務者　酒井　保良
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　庸久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４５７号
香川県東かがわ市湊100番地２
債務者　福家　昭博
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植松　浩司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５７６号
秋田市山王５丁目４番17号、前住所秋田市大町４丁目４番17号　ホーユーパレス1001
債務者　髙橋　正明
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣嶋　清則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４号
山形県米沢市大字板谷215番地の６
債務者　齊藤　光子
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長岡　克典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第４６号
山形県米沢市太田町１丁目３番38―９号
債務者　増川　達哉
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向田　　敏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第３１号
三重県伊賀市柏尾1421番地の３
債務者　小坂由梨子
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２６７号
広島市安佐南区中筋３丁目１番22号
債務者　豊田　光枝（旧姓田島）
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝本　孝一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７６号
広島県安芸郡府中町鶴江２丁目10―21―101セジュール石原ＮＯⅦ、住民票上の住所広島市安佐北区安佐町大字くすの木台27番地２
債務者　上林　　靖
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤岡　達麻
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６２号
愛媛県松山市北土居２丁目10番２号
債務者　白石　眞吾
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　正夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１８５号
秋田市高陽青柳町15番48号
債務者　佐々木　茂
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石田　英憲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９４号
神戸市兵庫区上三条町７番13号、従前の住所神戸市兵庫区下三条町８番21号
債務者　佐藤　　修
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤本　尚道
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９５号
神戸市兵庫区荒田町３丁目63番７号メゾン荒田Ｄ号、従前の住所神戸市兵庫区下三条町８番21号
債務者　佐藤　公信
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤本　尚道
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２１３号
大阪市大正区小林西２丁目９番８号
債務者　比嘉眞由美
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今田　晋一
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１５７号
函館市千歳町６番５号
債務者　村上　勝子
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２０５号
函館市昭和２丁目２番21号
債務者　足立　悦子（旧姓高谷）
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２２２号
函館市陣川２丁目12番６号
債務者　對馬　靖子
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
函館地方裁判所